

2024年9月13日

株主各位

石川県白山市下柏野町 153 番地
EIZO 株式会社
代表取締役社長 COO 恵比寿 正樹

株式分割に関する基準日公告

当社は、2024年7月31日開催の取締役会において、2024年10月1日を効力発生日として、当社普通株式1株につき2株の割合で株式分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式分割により株式の割当を受ける権利の基準日を2024年9月30日と定めましたので、公告いたします。

以上

お知らせ及びご注意

- 株式分割後のご所有株式に関する案内は2024年10月下旬にお届出住所にお送りする予定です。
- 2024年10月1日付にて、株式の分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることになります。
- (1) 住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等でお手続きをお願いいたします。
(2) 特別口座に関する各種手続きは、下記の口座管理機関にお申し出ください。
特別口座管理機関 : 三井住友信託銀行株式会社
連絡先 : 〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
電話 0120-782-031 (フリーダイヤル)
受付時間 9:00~17:00 (土日休日を除く)